

利用料金の減額・免除申請について（県内の青少年育成目的団体）

◎ 対象となる団体

次に掲載する団体が対象となります。

申請の際は、申請書に、該当する上部組織による「証明」及び「押印」が必要です。

（証明及び公印の押印がない場合は、通常の料金となります）

なお、減額・免除の申請ができるのは、県内の団体のみです。

申請様式は <http://www.science.pref.fukuoka.jp/annai/dantai/others.html> をご覧ください

★ 対象団体及び各団体において該当する上部組織

子ども会、子ども会育成会

→ 区長、自治会長、PTA 会長、公民館長、子ども会連合会長のいずれかの証明及び押印が必要

学童保育所

→ 学校長、社会福祉協議会長、市町村長、市町村教育委員会教育長、学童保育所連合会長のいずれかの証明及び押印が必要

ボーイスカウト、ガールスカウト（福岡県の各連盟に登録された団体のみ）

→ 日本ボーイスカウト福岡連盟事務局又はガールスカウト日本連盟福岡支部の証明及び押印が必要

スポーツ少年団（福岡県スポーツ少年団に登録された団体のみ）

→ 福岡県体育協会、福岡県スポーツ少年団のいずれかの証明及び押印が必要

アンビシャス広場（福岡県アンビシャス広場に登録された団体のみ）

→ 証明不要（ただし、県のアンビシャス広場に登録済団体かをこちらで確認させていただきます。）

適応指導教室

→ 証明不要（ただし、印鑑が私印のみの場合、市町村教育委員会の公印の押印が必要）

海洋少年団（日本海洋少年団福岡連盟に登録された団体のみ）

→ 日本海洋少年団福岡連盟の証明及び押印が必要

児童相談所

→ 証明不要

◎ 利用料金が免除となる方

児童・生徒 → 上記の団体に所属するお子様は全員無料です。

（上記団体に所属していない兄弟児等(4歳以上)は有料です）

引率者 → 上記の団体に所属するお子様10名につき1名無料ですが、お子様の人数は、展示場のみ又はプラネタリウム(1番組)のみで判断します。

（それ以外の方は有料です）

（例）児童・生徒数：1名～10名 → 引率者：1名のみ無料
児童・生徒数：11名～20名 → 引率者：2名のみ無料

◎ 有料となる方の料金

料金表	展示場(特別展示場含む)		プラネタリウム(1番組分)		※セット券
	個人	団体	個人	団体	
一般	410円	310円	620円	410円	720円
児童・生徒	210円	160円	310円	210円	370円

※ 団体の人数が、29名以下の場合は個人の欄を、30名以上の場合は団体の欄をご覧ください。

※ セット券には、展示場とプラネタリウム1番組分の料金が含まれています。

※ 65歳以上の方、4歳未満の方、療育手帳等をお持ちの方及びその介護人1名は、免除の対象となります。